



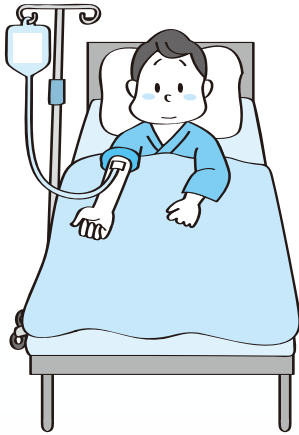
健康保険の給付は 2年で時効になります



健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。時効の起算日から2年を過ぎてしまうと、給付を受けられなくなってしまいますのでご注意ください。
主な給付金の時効の起算日は以下のとおりです。

主な給付金の「時効の起算日」

給付金	時効の起算日
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費	診療日の翌月1日 (自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日)
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金	労務不能であった日ごとにその翌日
出産育児一時金	出産日の翌日
埋葬料	死亡日の翌日



●(例) 療養費

「腰椎コルセットを作り、平成28年4月20日にコルセット代を支払った」
時効の起算日……平成28年4月21日
時効……平成30年4月20日

●(例) 高額療養費

「平成28年4月3日から平成28年4月15日まで入院した」
時効の起算日……平成28年5月1日
時効……平成30年4月30日

●(例) 傷病手当金

「平成28年4月3日から平成28年4月15日まで労務不能の状態だった」
傷病手当金は1日単位で支払われるため、時効も1日単位で発生します。



労務不能だった日

平成28年4月3日
平成28年4月4日
平成28年4月5日
⋮

時効の起算日

平成28年4月4日
平成28年4月5日
平成28年4月6日
⋮

時 効

平成30年4月3日
平成30年4月4日
平成30年4月5日
⋮

給付の申請・請求は時効前に健保組合までご連絡ください